

議案第 4 3 号

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の全部改正について

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 8 月 2 7 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

国の定める基準をもって、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準とすることを定めたいため

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成２６年条例第２９号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第３４条第２項及び第４６条第２項の規定に基づき、法第２７条第１項に規定する特定教育・保育施設及び法第４３条第２項に規定する特定地域型保育事業（以下これらを「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業」という。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

第２条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）に定める基準をもって、その基準とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。